

北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センター、中小企業大学校旭川校と北海道は、地域の皆さんが活用できる支援メニューや情報をタイムリーにお届けします。

INDEX

「○」：募集している助成事業

【1】新製品・新技術の開発	(P1)
●平成 29 年度「北海道新技術・新製品開発賞」の決定【新規】	北海道
【2】販路拡大・海外展開	(P2～4)
●海外での商談会やテスト輸出などの事業実施	北海道
●道産食品の輸出相談窓口に関するご案内	北海道
●「北海道食品機能性表示制度(愛称:ヘルシーDo)」の活用	北海道
【3】融資	(P5～10)
●コストアップに対応する融資制度のご案内	北海道
●耐震改修に対応する融資制度のご案内	北海道
●短期資金のご案内(北海道の融資制度)	北海道
●北海道の融資制度における借換のご案内	北海道
●勤労者福祉資金のご案内	北海道
●小規模企業者等設備貸与事業のご案内	北海道
【4】雇用の確保	(P11～16)
○キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)のご案内	労働局
○トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)のご案内	労働局
●「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内【更新】	北海道
●平成29年度労働セミナー(函館・帯広・釧路・旭川)のご案内【新規】	北海道
●平成29年度労働セミナー(札幌)のご案内【新規】	北海道
●「北海道ビジネスサポート・ハローワーク」のご案内【更新】	北海道
【5】人材育成	(P17～22)
●11 月～12 月開講講座のご案内【更新】	中小企業大学校旭川校
●小規模事業者向けセミナーin十勝のご案内【新規】	中小企業大学校旭川校
●高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校の平成 30 年度訓練生募集	北海道
●能力開発セミナー(11-1 月開講予定)のご案内【更新】	北海道
●「在職者職業訓練総合相談窓口」の開設	労働局・北海道他
【6】各種相談	
●道産食品の輸出相談窓口に関するご案内【再掲】	北海道
●「在職者職業訓練総合相談窓口」の開設【再掲】	労働局・北海道他
【7】イベント・セミナー	(P23～27)
●古民家を再生し、まちの宝に変える「歴史的資源を活用した観光まちづくりセミナー」の開催【新規】	運輸局
●北海道インバウンド・インフォ開設3周年記念「北海道インバウンドフォーラム」の開催【新規】	運輸局
●「道総研&よろず支援拠点 地域セミナー(釧路・網走・帯広)」の開催【新規】	中小企業総合支援センター
●「起業セミナー(中標津・旭川・釧路)」の開催【新規】	中小企業総合支援センター
●「北海道食品製造業 食品表示セミナーin岩見沢」の開催【新規】	北海道
【8】その他	(P28～32)
○平成29年度「ロボット導入実証事業」FS 事業の追加公募開始【新規】	経済産業局
●商工会及び商工会議所による経営発達支援計画の第 5 回認定申請の募集開始【新規】	経済産業局
●北海道最低賃金(地域)改正のお知らせ	労働局
●平成 29 年度「北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞」の決定【新規】	北海道
○北海道コンベンション誘致促進助成金のご案内	北海道

平成 29 年度「北海道新技術・新製品開発賞」が決定しました！【新規】

(北海道)

道では、本道工業等の技術開発を促進し、新産業の創出や既存産業の高度化を図るため、平成10年から道内の中小企業者等が開発した優れた新技術・新製品に対し北海道新技術・新製品開発賞表彰を行っております。

今年度におきましても、ものづくり部門と食品部門の2部門の募集を5月17日～7月3日の期間で行い、選考会議での審査を経て、新規性・独創性等に優れた新技術・新製品を開発した下記の企業を表彰しましたので、お知らせします。

◆ものづくり部門

大賞	株式会社アイワード 「褪色カラー写真のデジタイズ復元」
優秀賞	株式会社三英 T T F 事業所 「卓球台 infinity (インフィニティー)」 株式会社テスク資材販売 「排湯利用柵状熱交換器」
開発奨励賞	株式会社レアックス 「統合型孔内計測システムを用いたボアホールの可視化・検証技術」 株式会社電制 「ウェアラブル体内時計調節器 ルーチェグラス」 株式会社セテック 「排煙乾式脱硫の高効率化とローコスト化技術 高効率乾式脱硫反応塔」

◆食品部門

大賞	一八興業水産株式会社 「ニシンのオリーブオイル漬け『にしんすば』」
優秀賞	新札幌乳業株式会社 「よーぐるとのお酒 雪あそび」 そらち南農業協同組合、有限会社ほんだ菓子司 「道産とうもろこしで作った『コーングリッツ』で、新感覚のポンスナック『ポンタベール』を作る」
開発奨励賞	株式会社八剣山さっぽろ地ワイン研究所 「本格スイートワイン『北海道恋ワイン(商標登録済)』」 函館真昆布風味活用研究会 「昆布たっぷりのだしパックとその製品化技術」

◆本年度の表彰概要等についてはこちらをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/H29shingijutujushou.htm>

◆問い合わせ先

北海道経済部産業振興局科学技術振興室 担当:八木 (TEL:011-206-6478)

海外での商談会やテスト輸出などを実施します

(北海道)

道では、道産食品の輸出に取り組む道内企業を支援するため、海外での商談会やテスト輸出などを実施(外部委託)します。商談会・テスト輸出については、詳細が決まり次第ホームページなどで参加事業者の募集を開始しますが、ご興味のある方は、下記の受託事業者までお問い合わせください。

(ホームページ:<http://www.h-food.or.jp/>)

◆実施事業・主な事業内容

【道産食品販路拡大推進事業】

- ・海外現地アドバイザー(シンガポール、タイ)の配置
- ・道内アドバイザー(東アジア担当、北米・EU担当)の配置
- ・現地商談会の開催(マレーシア、UAE、タイ、シンガポール、香港、台湾)
- ・現地フェアの開催(台湾)

※シンガポール、香港、台湾の商談会及びフェアについては終了しました。

【新規市場食需要開拓推進事業(機能性食品・スイーツ)】

- ・現地商談会、テスト輸出の実施(マレーシア、UAE、タイ、シンガポール、香港、台湾)
- ※シンガポール、香港、台湾の商談会については終了しました。
- ・道内普及啓発セミナーの開催

◆問い合わせ先

受託者:(一社)北海道食産業振興機構 TEL011-200-7000

(委託者:北海道経済部食関連産業室輸出戦略グループ TEL011-204-5138(直通))

道産食品の輸出相談窓口に関するご案内

(北海道)

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)では、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。

諸外国の規制・制度、国の支援事業、輸出先国のマーケット情報、輸出手続き等輸出に関するお問い合わせに、ぜひご活用ください。

農林水産物・食品の輸出相談窓口

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)は、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。是非、ご活用ください。

農林水産 輸出相談 検索

北海道農政事務所：TEL 011-330-8810

- ・輸出先国の各種規制・制度（放射性物質、検疫等）
- ・輸出に関する各種支援事業 等

ジェトロ北海道：TEL 011-261-7434

- ・輸出先国の基礎情報、マーケット情報
- ・輸出手続きについて ・見本市・商談会に関する情報 等

- ◆ 農林水産省、ジェトロ本部でも相談をお受けしております。この他、地方農政局、国内のジェトロ事務所に設置している窓口は次のURLよりご参照ください(右記QRコードからもアクセスできます)。

農林水産省：TEL 03-6744-7155 ジェトロ：TEL 03-3582-5646

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_soudan/attach/pdf/index-1.pdf



- ◆ 酒類の輸出についても、国税局・税務署および上記窓口において相談を受け付けておりますので、是非、お問い合わせください。

◆問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室輸出戦略グループ TEL011-204-5138（直通）

「北海道食品機能性表示制度（愛称：ヘルシーD^ドo）」の活用について

（北海道）

道では、道産加工食品に含まれる機能性成分について、健康でいられる体づくりに関する科学的な研究が行われた事実を認定する「北海道食品機能性表示制度（愛称：ヘルシーDo）」を平成 25 年 4 月 1 日からスタートさせました。

ヘルシーDoは、消費者の健康志向の高まりを捉えた、道産食品の付加価値向上と販路拡大につながる制度です。企業の皆様には、ぜひ積極的な活用をご検討ください。

《制度の概要》

- ◆認定要件 ・北海道で製造された加工食品であること
・加工食品に含まれる機能性素材が北海道で製造されていること
- ◆認定基準 ・加工食品に含まれる成分について、健康の維持、増進効果の検証のために「ヒトを被験者とした食の臨床試験」の結果に基づき論文（同分野の複数の専門家による査読付きの学術論文）が作成されていることなど
- ◆認定審査 ・論文等について、道が、懇談会を開催し、学識経験者の意見を聞いて審査
- ◆申請受付 ・年 2 回（5 月、11 月）※11 月1日～11 月 30 日まで受付を実施。
- ◆表 示 ・認定品は商品パッケージに以下を表示

＜認定文言＞

この商品に含まれる＜成分名＞については、『健康でいられる体づくりに関する科学的な研究』が行われたことを北海道が認定したものです。（この表示は、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区における国との協議に基づき、北海道内で製造された製品に限り認められたものです。）

【認定マーク】



【ロゴマーク】



※ロゴマークの表示は任意

《累計認定数》

- ◆44 社 81 品目（平成 29 年 9 月現在）※ 第9回認定で3社3品目が追加！うち2品目は新規機能性素材

《その他》

- ◆ヘルシーDo認定品は認定前と比較し約 30%売上額が増加しています。中には、3 倍、4 倍に増えた事例もあります。（道の平成 27 年度調査実施の結果）
- ◆道では、ヘルシーDo認定品を広く紹介するため、さまざまな取組を行っています。
 - ・ヘルシーDoのフェイスブックページがオープンしました！
 - ・ヘルシーDoフェア（平成 29 年度はこれまで、東急ハンズ、ル・トロワで開催。今後も順次開催。平成 28 年度は 3 月までに、「北海道どさんこプラザ札幌店」などで 8 回開催）
 - ・「スーパーマーケット・トレードショー2018」（2018 年2月 14 日～16 日、幕張メッセで開催される国内最大級の食の展示会）に「ヘルシーDoゾーン」を展開し、認定企業とともにヘルシーDoをアピールする予定です。

◆問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室研究集積グループ（TEL：011-204-5226）

コストアップに対応する融資制度のご案内

(北海道)

道では、中小企業向け融資制度(中小企業総合振興資金)において、原材料価格の高騰や人件費の増加など、様々なコストアップ要因に対応した資金メニューを用意し、中小企業の方々を支援しています。

◎こんな方向けの資金です◎

- ・最近売上が落ちていて、資金繰りが厳しい・・・
- ・水産物の不漁等に起因する原材料の価格高騰などで収益を圧迫している・・・

◆制度の概要

資金名	経営環境変化対応貸付	
	融資対象(1)	融資対象(2)【原料等高騰】
融資対象	(ア)最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ5%以上減少している中小企業者等 (イ)最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上高(生産高)が前々年度の売上高(生産高)に比べ減少している中小企業者等 (ウ)前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少している中小企業者等 (エ)最近3か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少している中小企業者等	(ア)最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合(以下、「売上原価率等」という。)が前年同期に比べ増加している中小企業者等 (イ)原則として最近1か月の売上原価率等が前年同月に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みの中小企業者等 (ウ)原料等価格の高騰の影響を受けている中小企業者等であって、省エネルギーに資する施設や新エネルギーを使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入するもの
資金使途	事業資金(運転資金・設備資金)	(ア)(イ)運転資金 (ウ)設備資金
融資金額	5,000 万円以内	1億円以内
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	10年以内(うち据置2年以内)
融資利率	《固定金利》 3年以内 年1.2%、5年以内 1.4%、 7年以内 年1.6%、10年以内 1.8% 《変動金利》 年1.2%(融資期間が3年超の場合に限る)	《固定金利》 5年以内 年1.1% 10年以内 年1.3% 《変動金利》 年1.1%(融資期間が3年超の場合に限る)
信用保証	必要により信用保証協会の保証に付することがあります。 保証付き融資の場合、利子とは別に、信用保証協会所定の保証料が必要となります。	

※上記資金に関する条件、手続きなど詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shikin_costup.htm

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

耐震改修に対応する融資制度のご案内

(北海道)

道では、大規模建築物を所有し、耐震改修促進法に基づく耐震診断の結果を受けて耐震改修工事に取り組む中小企業者等の方々に対する融資制度を取り扱っています。

◆制度の概要

資金名	防災・減災貸付(耐震改修対策)
融資対象	耐震改修促進法附則第3条第1項に規定する「要緊急安全確認大規模建築物」を所有し、国又は市町村の補助金を活用する中小企業者(観光施設の場合は大企業も対象となります。)
資金使途	設備資金 (要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修費用)
融資金額	16億円以内
融資期間	20年以内(うち据置2年以内)
融資利率	《固定金利》 3年以内 年1.1% 5年以内 年1.3% 7年以内 年1.5% 20年以内 年1.7% 《変動金利》 年1.1% (融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)
担保及び償還方法	すべて取扱金融機関の定めるところによります。
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/06bousai.htm>

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

**北海道の融資制度（小規模企業貸付）で
短期資金（融資期間 1 年以内）が使えます（北海道）**

北海道の融資制度（中小企業総合振興資金「小規模企業貸付」）では、決済資金等が必要な小規模事業者のために、融資期間が1年以内の短期資金の取扱いが可能となっています。ぜひご利用ください。

◎北海道信用保証協会に支払う信用保証料の割引が受けられます！

◎金融機関へ直接申し込むことができます！

◆制度概要

資金名	小規模企業貸付	
		小口
融資対象	従業員 20 人（商業・サービス業は 5 人、宿泊業及び娯楽業は 20 人）以下の小規模企業者	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者 （小規模企業者で、既存の信用保証協会の保証付き融資残高（根保証においては融資極度額）が 1,250 万円未満であるもの）
資金使途	事業資金（運転資金・設備資金）	
融資金額	5,000 万円以内	1,250 万円以内
融資期間	1 年以内（割賦又は一括償還の選択可） ※1 年超の長期資金も可能です。その場合は融資利率が変わります。詳しくはお問い合わせください。	
融資利率	固定金利：年 1.4%	
担保及び保証人	担保：無担保（小口は原則として無担保） 保証人：個人 原則として無保証人 法人 原則として代表者	
償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。 ※本資金を利用する場合の信用保証料については、北海道信用保証協会の割引措置が適用となります。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ（TEL 011-204-5346）
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

北海道の融資制度で借換ができます

（北海道）

道の融資制度（中小企業総合振興資金）では、道制度融資の既往借入金について借換を行うことができます。月々の返済負担を軽減し、厳しい資金繰りの円滑化を図るために、ぜひご利用ください。

◎保証の有無にかかわらず、道制度融資の既往借入金を借換えできます！

◎借換えと同時に新規分を含めた増額融資や複数の道制度融資を一本化できます！

- ・保証付き道制度融資から保証付き道制度融資の借換え ⇒【○】
- ・保証なし道制度融資から保証なし道制度融資の借換え ⇒【○】
- ・保証なし道制度融資から保証付き道制度融資の借換え ⇒【×】

※道制度融資以外の借入金は借換の対象となりません。

◆借換えに活用できる貸付制度

貸付名	融資対象者の概要	融資金額	融資(据置)期間	融資利率(%)
経営力強化貸付	経営改善計画の策定を行う方	1億円以内	10年(1年)以内	固定:1.1~1.3 変動:1.1
再生支援貸付	北海道中小企業再生支援協議会などの支援により経営再建を図る方		10年(2年)以内	金融機関所定の利率
経営環境変化対応貸付	売上の減少等、業況の悪化を来している方	5,000万円以内	10年(2年)以内	固定:1.2~1.8 変動:1.2
原料等高騰	原料等価格の高騰により、経営に支障を来している方	1億円以内		固定:1.1~1.3 変動:1.1
認定企業	取引先企業の倒産、構造不況の影響などにより経営に支障を来している方			
災害復旧	災害により経営に支障を来している方	運:5,000万円以内 設:8,000万円以内		
一般貸付	中小企業者等の方	8,000万円以内	10年(1年)以内	固定:1.6~2.2 変動:1.6
小規模企業貸付	従業員20人(商業・サービスは5人)以下の小規模企業者の方	5,000万円以内	運:7年 設:10年(1年)以内	固定:1.4~2.0 変動:1.4
小口	小口零細企業保証の対象となる方	1,250万円以内		

※各貸付制度の詳しい融資条件等については、お問い合わせください。

◆問い合わせ先:北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

勤 労 者 福 祉 資 金 の ご 案 内

(北海道)

道では、中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

◎こんな方向けの制度です◎

- ・中小企業で働いているが、急に医療費が必要となった
- ・パート社員として働いているが、子どもの教育費が必要

◆制度の概要

区 分	中小企業で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
融資対象	中小企業に勤務する方	非正規労働者の方（民間事業所等にお勤めの有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託の方など）	2年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方（雇用保険特例受給資格者）で、次のいずれの要件も備えた方 ① 前年の総所得が600万円以下（所得控除後の金額）の方 ② 前年の総収入が150万円以上の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ① 雇用保険受給資格者 ② 賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	ただし、以下の条件に当てはまる方 ① 前年の総所得が600万円以下（所得控除後の金額）の方 ② 前年の総収入が150万円以上の方（北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合）			
	※育児・介護休業中の方もご利用いただけます。			
資金使途	医療、災害、教育（本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます）、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育（本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます）、冠婚葬祭、一般生活費
融資金額	120万円以内			100万円以内
融資期間	8年以内 （育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可）		8年以内	5年以内 （6か月以内元金据置可、据置期間分延長可）
融資利率	年1.60%		年0.60%	
償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
信用保証	取扱金融機関の定めによります。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要です。		
申込先	取扱金融機関（北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店）が申し込み窓口となっています。 ※申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは、申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。			

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.htm>

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

小規模企業者等設備貸与事業のご案内

(北海道)

(公財)北海道中小企業総合支援センターでは、小規模企業者の方が創業及び経営の革新に必要な設備を導入する際に、センターがその設備を購入し、申込みをされた方に割賦販売または、リースする公的制度を実施しております。

詳しくは、(公財)北海道中小企業総合支援センター(電話011-232-2404)へお尋ねください。

◆制度の概要

区 分	割 賦 販 売	リ ー ス
対 象 者	常時使用する従業員数が50人以下の小規模企業者等	
対 象 設 備	創業者の事業のために必要な設備及び小規模企業者等の経営革新に必要な設備として一定の要件を満たすもの。	
設 備 価 格	100万円～1億円	
割賦・リース期間	10年以内	3～10年
割賦損料率・ 月額リース料率	割賦損料率 年 1.8%～2.0%	リース期間：月額リース料率 3年：2.955% ～ 10年：0.998%

※上記制度に関する手続きなど詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

URL：http://www.hsc.or.jp/gaiyo/setsubi/kappu_lease.htm

◆問い合わせ先：北海道経済部 地域経済局 中小企業課近代化資金グループ(TEL 011-204-5345)

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）のご案内

（北海道労働局）

キャリアアップ助成金とは、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。（平成 29 年4月1日改正）

賃金規定等改定コースとは、すべてまたは雇用形態別や職種別など一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成するものです。

支給額

① すべての有期契約労働者等の賃金規定等を2%以上増額改定した場合

（単位：円）

対象労働者数	中小企業		大企業	
		生産性(※)		生産性(※)
1人～3人	95,000	120,000	71,250	90,000
4人～6人	190,000	240,000	142,500	180,000
7人～10人	285,000	360,000	190,000	240,000
11人～100人 1人当たり	28,500	36,000	19,000	24,000

② 一部の有期契約労働者等の賃金規定等を2%以上増額改定した場合

（単位：円）

対象労働者数	中小企業		大企業	
		生産性(※)		生産性(※)
1人～3人	47,500	60,000	33,250	42,000
4人～6人	95,000	120,000	71,250	90,000
7人～10人	142,500	180,000	95,000	120,000
11人～100人 1人当たり	14,250	18,000	9,500	12,000

※ 生産性の向上が認められる場合の額。

◆1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は 100 人まで、申請回数は1年度1回のみ

◆中小企業において3%以上増額改定した場合に助成額を加算 <>内は生産性向上が認められる場合の額

上記支給額の①すべての賃金規定等を改定した場合：1人当たり 14,250 円<18,000 円>

上記支給額の②一部の賃金規定等を改定した場合：1人当たり 7,600 円<9,600 円>

◆さらに、賃金をいくら増額するか決定にあたり、「職務評価」を実施し、その結果を踏まえて賃金規定等を増額改定した場合に助成額を加算

1事業所当たり中小企業 190,000 円<240,000 円>、大企業 142,500 円<180,000 円>

◆助成金を受けるためには、対象となる事業主、労働者などの定められた要件を満たす必要があります。

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
（雇用助成金さっぽろセンター6階） TEL:011-788-9071

◆厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）のご案内

（北海道労働局）

「トライアル雇用」は、職業経験の不足などから就職が困難な求職者を試行雇用することにより（原則3カ月間）、その適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。

労働者の適性を確認した上で常用雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。

事業主の皆さまには、トライアル雇用制度の活用を積極的にご検討いただくようお願いします。

支給額

対象者1人当たり、月額最大4万円（最長3カ月間）

※ 対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の対象者に対しトライアル雇用を実施する場合いずれも1人当たり月額5万円（最長3カ月間）となります。

※ 中小建設事業主が若年者（35歳未満）又は女性を建設技能労働者等として、一定期間試行雇用しトライアル雇用助成金の支給を受けた場合に、建設労働者確保育成助成金の受給ができるようになりました。

詳細は建設労働者確保育成助成金のリーフレットをご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000153886.pdf>

事前にトライアル雇用求人ハローワーク、地方運輸局、職業紹介事業者＊に提出し、これらの紹介により、対象者を原則3カ月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合に、助成金を受けることができます。

＊トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の取扱いを行うに当たって、雇用関係給付金の取扱いに係る同意書を労働局に提出している職業紹介事業者。

トライアル雇用の対象者

次のいずれかの要件を満たした上で、紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります。

- ① 紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望する
- ② 紹介日時点で、学校卒業後3年以内で、卒業後、安定した職業※1に就いていない
- ③ 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している
- ④ 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている※2
- ⑤ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている
- ⑥ 就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する※3

※1 期間の定めのない労働契約を締結し、1週間の所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であること

※2 パート・アルバイトなどを含め、一切の就労をしていないこと

※3 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者

◆助成金を受けるためには、対象となる事業主、労働者などの定められた要件を満たす必要があります。

◆障害者の方を対象とするコースもあります（障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース）。

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係
（雇用助成金さっぽろセンター3階） TEL:011-738-1056

◆厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/trial_koyou.html

「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内【更新】

(北海道)

道では、従業員の就業環境整備や労働生産性向上などに取り組む企業の方々を支援するため、社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家が無料で相談に対応する「ほっかいどう働き方改革支援センター」を平成28年12月20日に開設しました。是非、お気軽にご相談ください。

◆ 「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんなことをやっているの？

「働き方改革」に取り組む企業のお悩み解決！専門家のアドバイスが**無料**で受けられます

■ 社会保険労務士・中小企業診断士が相談に対応します。

「ほっかいどう働き方改革支援センター」(札幌)には、社会保険労務士・中小企業診断士が常駐し、従業員の就業環境の整備などの労働面のアドバイス、生産性の向上や業務の効率化、利益率の向上などの経営面に関するアドバイスがワンストップで受けられる相談窓口(無料)を常時設置しています。

■ 札幌以外でも相談できる「出張相談会」を道内6か所で開催！

センターから離れている地域の企業の方々には、函館市、旭川市、帯広市、釧路市、北見市、室蘭市において開催する出張相談会もご利用いただけます。(詳細は、センターホームページをご覧ください。)

■ 「働き方改革アドバイザー」が会社を訪問し、適切な助言・指導を行います。

就業規則の見直しや職場環境の改善など現場でのアドバイスが必要な場合には、専門家が直接会社を訪問し、実態に即したアドバイスを行います。(1法人につき2回まで)

イベント情報(11月)

■ 「ミニセミナー」+「出張相談会又は座談会」

日 程	セミナーのテーマ	場 所
11月9日(木) 【セミナー】15:00～15:50 【座談会】16:00～16:30	中小企業のための労務管理セミナー	ピアソンホテル (北見市北3条西3丁目6)
11月17日(金) 【セミナー】16:00～16:50 【座談会】17:00～17:30	中小企業における働き方改革について	ホテルウイング (苫小牧市旭町4丁目5番6号)

(詳細は、センターまでお問い合わせください。なお、参加を希望される方は、センターまで事前にご連絡ください。)

◆ 「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんな相談を受けられるの？

- ◇ 長時間労働を減らすにはどうしたらいいのかわかりたい
- ◇ 非正規社員を正社員にするメリットについて知りたい
- ◇ 就業規則に問題がないかチェックしてほしい
- ◇ 仕事と家庭の両立支援関係の助成金を紹介してほしい
- ◇ 有給休暇の取得率を上げるにはどうすればいいのかわかりたい
- ◇ 様々な「働き方」の最近の情報を知りたい

◆ ご利用方法

相談を希望される方は、下記の専用電話へ事前にご連絡ください。また、メールやFAXによる相談も承っています。

◆ ほっかいどう働き方改革支援センター

札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7 3F 北海道中小企業団体中央会内

TEL:0120-495-595(専用電話)

Email:hatarakikatasien@doginsoken.jp

FAX:011-206-1498

URL:<http://www.lilac.co.jp/hataraki>

午前9時～午後5時(土日祝日を除く)

平成 29 年度労働セミナー（函館・帯広・釧路・旭川）のご案内【新規】
働きがい！ やりがい！ の再発見！

（北海道）

道では、函館、帯広、釧路、旭川の 4 地域において、企業経営者、人事労務ご担当者、労働者の方などを対象とした労働セミナーを開催します。

本道では、全国を上回るペースで人口減少や少子高齢化が進行し、人手不足の一層の深刻化による地域産業の停滞が懸念され、また、すべての人々がいきいきと働くためには、ワーク・ライフ・バランスの実現も求められています。

このため、生産性の向上、多様な人材の活躍や就業環境の改善などによる、「働き方改革」を進めることが、企業等において重要な課題となっています。

このたび、経営者、労働者双方に「働き方改革」について理解を深めていただけるよう、各地域で活躍する社会保険労務士を講師に、労働者がいきいきと働き、安心して活躍できる職場環境づくりに向けて、どのように「働き方改革」を進めていくべきかなどについて事例のご紹介も含めて、わかりやすく解説するセミナーを開催します。

是非、ご参加ください。

◆ **開催日時・場所・テーマ・講師**

開催日時	場所	テーマ	講師
10/20(金) 18:30～20:30	サン・リフレ函館 (函館市大森町 2-14)	働く人、経営者双方が知っておきたい「働き方改革」について	特定社会保険労務士 谷口 拓也 氏
10/31(火) 18:30～20:30	とかちプラザ (帯広市西 4 条南 13 丁目 1)	長時間労働のリスクと企業に求められる対策について	特定社会保険労務士 岡田 衆義 氏
11/2(木) 18:30～20:30	まなぼつと弊舞 (釧路市弊舞町 4 番 28 号)	長時間労働の是正、有給休暇取得について	特定社会保険労務士 池田 一己 氏
11/9(木) 18:30～20:30	道北経済センター (旭川市常盤通 1 丁目)	働き方改革(育児と仕事、介護と仕事、高齢者雇用)について	特定社会保険労務士 羽川 隆雄 氏

(※)講師は、ほっかいどう働き方改革支援センターアドバイザー

◆ **対 象**

企業経営者、人事労務ご担当者、労働者の方 など

◆ **募集人数**

各 60 名

◆ **受講料**

無料

◆ **主催・共催・後援**

主催：北海道 共催：各地域雇用ネットワーク会議 後援：連合北海道 北海道経済連合会

申込み・問い合わせ先

下記まで、お電話または E-mail にてご連絡ください。

ほっかいどう働き方改革支援センター（担当：村上）

TEL:011-206-1495 E-mail:hatarakikatasien@doginsoken.jp

平成 29 年度 労働セミナー（札幌）のご案内【新規】

（北海道）

近年、企業における従業員の「健康管理」は、労働安全衛生法において、事業者には義務づけられており、長時間労働の是正や仕事と生活の両立など「働き方改革」を推進する観点からも取り組むべき重要な課題となっています。

このたび、経営者、労働者双方に「健康管理」及び「働き方改革」について理解を深めていただけるよう、札幌医科大学の三浦教授をお招きし、企業が「健康管理」に取り組む必要性についてご講演いただくほか、道内で活躍する社会保険労務士を講師に、労働者がいきいきと働き、安心して活躍できる職場環境づくりに向けて、どのように「働き方改革」を進めていくべきかなどについてわかりやすく解説するセミナーを開催します。

是非、ご参加ください。

- ◆ 開催日時
11 月 27 日(月)18:30～20:30
- ◆ 開催場所
道庁赤れんが庁舎 2 階 1 号会議室(札幌市中央区北 3 条西 6 丁目)
- ◆ 対 象
企業経営者、人事労務ご担当者、労働者の方 など
- ◆ 募集人数
80 名
- ◆ 受講料
無料
- ◆ 主催・後援
主催:北海道 後援:連合北海道 北海道経済連合会
- ◆ 次 第

第 1 部	
18:00～18:35	主催者挨拶 北海道
18:35～19:20	<u>「働き盛りの従業員を守ろう “ストップ！CVD(脳血管病)”」</u> ～働く人の健康を維持し、いきいきと働ける職場を目指しましょう！～ 講 師:札幌医科大学 教授 三浦 哲嗣 氏 医学博士／日本内科学会認定医・指導医・総合内科専門医／日本循環器学会専門医
第 2 部	
19:30～20:00	<u>「働き方改革(長時間労働是正)について」</u> ～働き方の根幹をなす「長時間労働の是正」。これなくしては企業の改善は進みません！～ 講 師:特定社会保険労務士 多屋 美織 氏 ほっかいどう働き方改革支援センターアドバイザー／北海道社会保険労務士会 札幌中支部理事
20:00～20:15	事例紹介① 札幌テレビ放送株式会社(放送業) 「STV 医務室による健康経営への取り組み」
20:15～20:30	事例紹介② 株式会社恵和ビジネス(印刷業・情報処理サービス業) 「恵和ビジネスの働き方改革」

申込み・問い合わせ先

下記まで、お電話または E-mail にてご連絡ください。

ほっかいどう働き方改革支援センター（担当:村上）

TEL:011-206-1495 E-mail:hatarakikatasien@doginsoken.jp

人材確保と経営力強化に取り組む企業を応援します

【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内について【更新】

(北海道)

北海道ビジネスサポート・ハローワークは、人材の確保・育成や、生産性の向上、経営力の強化などの課題に対応しようとする中小企業の皆様、および新規に創業をお考えの皆様へのサービスを、ワンストップで提供する北海道と北海道労働局が共同で運営する施設です。

ぜひお気軽にご相談ください。

◆サービス内容

- ・企業の在職者訓練に係る案内・相談、求人コンサルティング
- ・助成金に関する案内相談、助成金セミナーの開催
- ・経営相談(同一フロアの北海道中小企業総合支援センターが対応)

◆センター概要

営業時間:9:30~17:00(土日祝日休)

場所:札幌市中央区北1条西2丁目2

北海道経済センタービル 9F

(北海道中小企業総合支援センターと同一フロアです)

TEL:011-200-1622 FAX:011-281-2351

利用料:無料

◆10・11月の事務所向けセミナー

・各種助成金のご案内

①「キャリアアップ助成金」	11/ 7(火)	14:00~16:00
②「人材開発支援助成金」(旧キャリア形成促進助成金)	11/14(火)	14:00~15:30
③「特定求職者雇用開発助成金」	11/21(火)	14:00~16:00
④「地域雇用開発助成金」	10/23(月)、11/27(月)	14:00~15:30

*上記①、③は 90 分のセミナーの後、高齢・障害・求職者支援機構の職員から「65 歳超雇用推進助成金」の説明があります。(30 分)

・雇用保険関係セミナー

①「雇用保険事務手続きセミナー」	11/ 9(木)	14:00~16:00
②「電子申請活用セミナー」	11/16(木)	14:00~15:30
③「雇用継続給付セミナー」	10/26(木)、11/28(火)	14:00~16:00

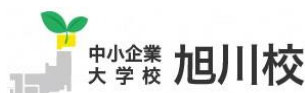
*上記①、③は 90 分のセミナーの後、雇用管理改善セミナーがあります。

★セミナー詳細、申込については以下の HP をご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/BSHW.htm>



北海道ビジネスサポート・ハローワーク



中小企業大学校旭川校 11月～12月開講講座のご案内 ～中小企業の人材育成をサポート～【更新】

(中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。
今回は、平成29年11月～12月に開講する研修講座の情報をご案内します。
カリキュラム詳細をご覧頂き、ぜひ、受講をご検討ください。
お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

No.20 新たな販路を切り拓くマーケティング

本研修では、マーケティングの基本を理解するのみならず、時代の潮流を読み取り、成果を上げている事例に学びながら、演習を通じて自社にあった実践方法を身につけることで、自社のマーケティング戦略を策定できるようになることを目指します。

◆この研修のポイント

1. 実務に役立つマーケティングを基本から学ぶことが出来ます。
2. 成果を上げている事例から、マーケティングの成功のポイントを掴みます。
3. 自社オリジナルのマーケティング戦略づくりが出来るようになります。

◆実施期間 11月14日(火)～16日(木) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 経営幹部、管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 MORE 経営コンサルタント株式会社 代表取締役・中小企業診断士 日野 眞明氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100028.html>

No.21 観光業のためのマネージャー養成講座 旅館・ホテルマネージャーのマネジメント力強化講座

本研修では、旅館・ホテル業界の売上・収益アップにつながる顧客ニーズへの様々な対応策について「顧客の視点」で捉えるとともに、経営体質を改善・強化するための計数の見方を含むマネジメントの考え方と手法を学びます。

◆この研修のポイント

1. 旅館・ホテルマネージャーに必要なマネジメント力の強化を図ります。
2. 事例を通じて、域外からの集客と予約率向上、生産性向上を図る戦略と対策を学びます。
3. 演習を通じて、経営体質改善のポイントと「顧客の視点」による対応策を学びます。

◆実施期間 11月20日(月)～22日(水) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 経営幹部、管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 株式会社日本旅行 経営管理部新規事業室室長 砂子 隆志氏
宮公認会計士・税理士事務所 所長 宮 直史氏
株式会社陣屋 代表取締役社長 宮崎 富夫氏
観光ビジネス総研 代表 刀根 浩志氏
株式会社ダイヤモンド・ビッグ社 特別顧問 川端 祥司氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100029.html>

No.23 顧客も従業員も幸せにするサービスを学ぶ

本研修では、顧客からの評価を高めるのみならず、従業員がやりがいを感じられ、かつ、会社の業績向上にも資するサービス向上を実現するための考え方と進め方を、具体的に学んでいただきます。

◆この研修のポイント

1. サービス業のみならず、製造業、建設業、その他の業種の方々向けの研修講座です。
2. 現場の知恵や経験を活かして、組織的にサービスを向上させる方法を学びます。
3. サービスを科学的に分析することで、成果に結びつく取り組みが可能になります。

◆実施期間 12月11日(月)～12日(火) 2日間

◆研修時間 12時間

◆対象者 経営者、経営幹部、(候補者)

◆受講料 22,000円(税込)

◆講師 松井サービスコンサルティング 代表 松井 拓己氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100031.html>

No.24 組織力を高めるコミュニケーション講座・冬

本研修では、具体的な場面を想定した演習を通じて、実践的なコミュニケーション能力の向上を図ります。

◆この研修のポイント

1. コミュニケーション能力を向上させるポイントを掴みたい方に最適な講座です。
2. ロールプレイング(役割演習)を通じて、コミュニケーションのポイントを実感をともなって学ぶことができます。
3. 受講者からは、「社内で活かしたい」「面白く集中できた」「機会があればまた参加したい」と好評の研修です。

◆実施期間 12月13日(水)～15日(金) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 SDSネットワーク代表 渡辺 章二氏
株式会社キャラウイト 代表取締役 中小企業診断士 上岡 実弥子氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2017/100032.html>

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。

中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/>





中小企業・小規模事業者向けセミナーのご案内

～ 本別町で開催 ～ 【新規】

(中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。
今回は、平成29年12月に本別町で開講する、無料セミナーの情報をご案内します。
お申し込みは、ファクスでお受けしています。

小規模事業者向けセミナーin 十勝

組織のチカラを高めるビジネスコミュニケーション

女性リーダーのための印象管理戦略術

【無料セミナー】

本講座では女性リーダーとして活躍している方、これから活躍を期待されている方を対象とし、組織内でさらにパフォーマンスを発揮できるような自己表現方法を身につけます。またリーダーとして求められる印象管理方法について、実際にメイクアップ実習を交えながら理論的に理解し、即実践できるコツを習得します。組織のリーダーとして、内面・外見両側面から影響力を発揮できることを目指します。

◆開催日時 12月1日(金) 13時～17時

◆開催場所 本別町商工会館

(本別町北1丁目4番地19)

◆受講対象者 中小企業・小規模企業の経営者・従業員、創業予定者 等 ※女性限定

◆受講料 無料

◆講師 キャリアコンサルタント 藤原 美江子氏

◆詳細は [こちら](#)

◆◇ ご案内 ◆◇

中小企業大学校の研修には、各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。
詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。
中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/>



北海道立高等技術専門学院及び国立北海道障害者職業能力開発校の

平成30年度の訓練生を募集します！

(北海道)

専門的な知識や技術・技能を身に付けて就職しようとする方々を対象に、職業訓練を行っています。
募集している訓練科目及び定員等の詳細については、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

また、各高等技術専門学院(全道8学院)等のホームページが開設されていますので、次のアドレスより、
科目等の詳細について、参考にすることができます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/contents/hyou/gakuinn.htm>

○ 入校選考日程等

施設 (選考区分)	学 院		障害者校
	推薦選考	一般選考	一般選考
出願期間	平成29年11月1日(水) ～11月20日(月)	平成29年11月21日(火) ～12月10日(日)	平成29年11月1日(水) ～11月20日(月)
選 考 日	平成29年11月24日(金)	平成29年12月15日(金)	平成29年12月4日(月)
応募資格	○高等学校長推薦 平成30年3月 卒業見込みの方等	○学び直し若年者 自己推薦 35歳未満の 高校を卒業した方等 〔室蘭、苫小牧の2学院 と5学院(函館、旭川、 北見、帯広、釧路)の 自動車整備科が対象 です〕	高校を卒業した方若しくは、これと同等以上の学力を 有すると認められた方(平成30年3月卒業見込みを含む) ただし、障害者校の短期課 程の総合実務科は、一般求 職者等(新規中学校卒業者 を含む)で職業に必要な技能 及び これに関する知識を習得しよ うとする方
試験内容	学力試験(国語、数学) 面接試験		
そ の 他	推薦選考及び一般選考で募集定員を満たさない場合は、追加募集を実施します。		

○ 道立高等技術専門学院、北海道障害者職業能力開発校

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
札幌高等技術専門学院	065-0027	札幌市東区北27条東16丁目1-1	011-781-5541
函館高等技術専門学院	041-0801	函館市桔梗町435番地	0138-47-1121
旭川高等技術専門学院	078-8803	旭川市緑が丘東3条2丁目1-1	0166-65-6667
北見高等技術専門学院	090-0826	北見市末広町356-1	0157-24-8024
室蘭高等技術専門学院	050-0084	室蘭市みゆき町2丁目9-5	0143-44-3522
苫小牧高等技術専門学院	053-0052	苫小牧市新開町4丁目6-10	0144-55-7007
帯広高等技術専門学院	080-2464	帯広市西24条北2丁目18-1	0155-37-2319
釧路高等技術専門学院	084-0915	釧路市大楽毛南1丁目2-51	0154-57-8011
北海道障害者職業能力開発校	073-0115	砂川市焼山60番地	0125-52-2774

能力開発セミナー（11-1 月開講予定）のご案内【更新】

（北海道）

在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

11-1月開講												
技 専 等	訓 練 科 名	専 攻 科 目 名	実 施 地	施設内外の別		昼夜の別		実施時期		訓練期間		定員
				内	外	昼	夜			日数	時間	
札幌高等技術専門学院 011-781-0559	消防設備科②	消防設備	札幌市		○	○		H30.1.17	H30.1.19	3	18	20
函館高等技術専門学院 0138-47-1121	機械製図科	製図基礎	函館市	○		○		H30.1.15	H30.1.24	8	30	10
旭川高等技術専門学院 0166-65-6220	木造建築科	施工法	旭川市		○	○		H29.12.2	H29.12.10	3	21	15
旭川高等技術専門学院 稚内分校 0162-33-2636	配管科	建築配管	稚内市		○	○		H30.1.19	H30.1.20	2	12	15
	観光科	おもてなし英会話	稚内市		○		○	H30.1.24	H30.2.28	6	12	10
	CAD製図科	Jw_cad	稚内市		○		○	H30.1.30	H30.3.8	12	24	10
帯広高等技術専門学院 0155-37-6975	電気工事科Ⅲ	電気工事応用	帯広市	○			○	H29.11.14	H29.11.30	7	14	20
釧路高等技術専門学院 0154-57-8016	情報処理科	SNS基本講座	釧路市	○			○	H29.11.7	H29.12.26	15	30	10

「在職者職業訓練総合相談窓口」の開設について

(北海道労働局、北海道、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

在職者の従業員の高い資格・能力のレベルアップを考えている企業へ、職業訓練の情報や担当する窓口をご案内します！

- ◆ 北海道労働政策協定を踏まえ、平成 28 年 1 月 28 日に、北海道労働局、北海道、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の3者で、北海道ビジネスサポート・ハローワーク内に設置しました。

社員の人材育成に取り組み、スキルアップをお考えの企業の方、お気軽にご相談ください。

○職業訓練

能力開発セミナー、認定職業訓練制度（実施機関：北海道、高齢・障害・求職者雇用支援機構）

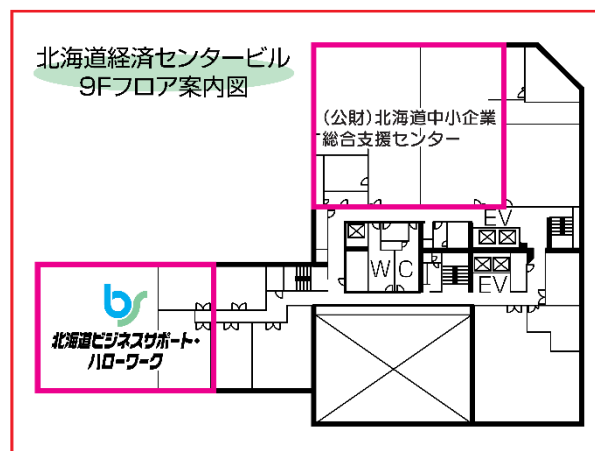
○助 成 金

キャリアアップ助成金、キャリア形成促進助成金、企業内人材育成推進助成金（実施機関：北海道労働局）

◆問い合わせ先

北海道ビジネスサポート・ハローワーク TEL 011-200-1622

札幌市中央区北1条西2丁目2 北海道経済センタービル9F



古民家を再生し、まちの宝に変える

「歴史的資源を活用した観光まちづくりセミナー」の開催について【新規】

(北海道運輸局)

地域に眠っている資産である古民家等の歴史的建造物を宿泊施設やレストラン等に活用、地域の活性化につなげるため、平成29年1月30日より内閣官房に「歴史的資源を活用した観光まちづくり連携推進室」を発足し、関係省庁が連携しているところです。

今般、歴史的資源を活用した観光まちづくりの取組の全国拡大に向けて、「歴史的資源を活用した観光まちづくりセミナー」(北海道会場)を下記日程にて開催し、全国的に古民家再生の機運を醸成していきます。

詳細は以下の通りです。

- ◆ 開催日時： 平成29年11月2日(木)13:30～16:30(開場 13:00)
- ◆ 場 所： TKP 札幌ビジネスセンター赤れんが前
(北海道札幌市中央区北 4 条西 6 丁目 1 毎日札幌会館 5F はまなす)
- ◆ 演 題： 基調講演 日本観光と古民家を取り巻く環境
講演① 歴史的資源を活用した観光まちづくり
講演② 農泊の推進について
ショートピッチ 古民家利活用には欠かせない「資金調達」のススメ
～ファンド、クラウドファンディングの活かし方～

<http://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/press/presspdf/201710/20171011-2.PDF>

タイムスケジュールや講演者など詳細については、上記運輸局プレス URL リンクの別紙のとおり

- ◆ 参加申し込み： 参加にあたっては事前の申し込み(先着 150 名)をお願いいたします。
別紙の参加申込書に必要事項を記入の上、10月26日(木)までに
専用WEBサイト、メール、又はFAXのいずれかでお申し込みください。
- ◆ 申し込み先： FAX:03-6801-5768
専用WEBサイトURL: kominkasupport.jp

【問い合わせ先】

北海道運輸局 観光部観光地域振興課 長谷川、笹野

TEL:011-290-2722

観光庁 観光地域振興部 観光資源課 小西、南野、川口、丸岡

TEL:03-5253-8111(代表) (内線 27-817 又は 27-884)

「北海道インバウンド・インフォ」開設3周年記念
「北海道インバウンドフォーラム」の開催について【新規】

(北海道運輸局)

北海道開発協会では、平成26年11月、北海道運輸局と連携し、「インバウンド事業情報の共有化とノウハウの汎用化」を目的に『北海道インバウンド・インフォ』を実証実験サイトとして公開しました。

このたび『北海道インバウンド・インフォ』の開設3周年を記念して、インバウンドに関する道内外の実務責任者の皆様によるフォーラムを開催し、全道の事業関係者にお集まりいただき、北海道におけるインバウンド事業情報のプラットフォームのさらなる充実を図ってまいります。ふるってご参加ください。

- ◆開催日時 >>> 平成29年11月27日(月) 16:00～18:00
- ◆開催場所 >>> 北洋銀行セミナーホール 札幌市中央区大通西3丁目7 北洋大通センター4階
- ◆参加費 >>> 無料
- ◆定員 >>> 120名

フォーラム次第

主催者代表あいさつ

・国土交通省北海道運輸局観光部長 小松 重之

基調講演1

「広域連携の重要性とDMOの役割」

・観光カリスマ JTIC.SWISS(スイス 日本語インフォメーションセンター) 山田 桂一郎 氏

・一般社団法人気仙沼地域戦略 理事・気仙沼市復興アドバイザー

株式会社リクルートライフスタイルじゃらんリサーチセンター研究員 森 成人 氏

基調講演2

「インバウンドに関する環境省の取り組みについて」

・環境省阿寒摩周国立公園管理事務所長 河野 通治 氏

質疑応答

主催 国土交通省北海道運輸局 一般財団法人北海道開発協会

後援 国土交通省北海道開発局 環境省北海道地方環境事務所 北海道 札幌市

公益社団法人北海道観光振興機構 (株)北洋銀行

「インバウンドフォーラム」の参加申込については、
所属機関・役職氏名・連絡先を記載の上、FAX 又は E-mail にてお申込みください。
FAX 011-709-5225 E-mail:inbound-info@hkk.or.jp

問い合わせ先 >>

(一財)北海道開発協会 開発調査総合研究所 担当:中村、浜本 TEL:011-709-5213

「道総研&よろず支援拠点 地域セミナー（釧路・網走・帯広）」の開催【新規】

（公益財団法人北海道中小企業総合支援センター）

（地独）北海道立総合研究機構、商工会議所（釧路・網走・帯広）、北海道よろず支援拠点は、食品製造業等のみなさまによる付加価値の高い製品開発や販路拡大の取り組みを支援することを目的に、釧路市、網走市、帯広市で「道総研&よろず支援拠点地域セミナー ～新製品開発・販路拡大セミナー～」を開催いたします。

◆対象者

中小企業・小規模事業者、中小企業支援機関、商工団体、金融機関など（無料）／定員 60 名

◆内 容（共通）

- ・「北海道立総合研究機構の概要・取組について」
- ・「北海道よろず支援拠点の支援内容について」
- ・「知財総合支援窓口について」

■「道総研&よろず支援拠点 地域セミナーin 釧路」

- 日時 平成29年10月26日（木）14:00～16:45
- 場所 ANAクラウンプラザホテル釧路 3F「万葉の間」（釧路市錦町3丁目7）
- 内容 共通のほか
 - ・「骨まで食べられる魚加工品～魚をもっと食べてもらう提案～」
 - ・「デザインのちから」など

■「道総研&よろず支援拠点 地域セミナーin 網走」

- 日時 平成29年11月1日（水）13:30～17:00
- 場所 オホーツク・文化交流センター（網走市北2条西3丁目3番地）
- 内容 共通のほか
 - ・「オホーツク水産物の加工食品への利用」
 - ・「基礎から分かる ネットショップ成功のポイント」など

■「道総研&よろず支援拠点 地域セミナーin 帯広」

- 日時 平成29年11月7日（火）13:30～16:45
- 場所 帯広商工会議所（帯広市西3条南9丁目1 帯広経済センタービル 6階）
- 内容 共通のほか
 - ・「十勝農業試験場における品種開発の取り組み内容と今後」
 - ・「とち財団の概要と取り組み」
 - ・「HACCP義務化に際しての食品安全管理のポイント」など

◆申込方法

（公財）北海道中小企業総合支援センターのホームページ（<http://www.hsc.or.jp/>）より「参加申込書」をダウンロードし、必要事項をご記入の上、メールまたはFAXでお申し込みください。

◆問い合わせ先

北海道よろず支援拠点（公益財団法人北海道中小企業総合支援センター）
〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階
TEL 011-232-2407 FAX 011-232-2011 E-mail:soudan@hsc.or.jp

「起業セミナー（中標津・旭川・釧路）」の開催【新規】

（公益財団法人北海道中小企業総合支援センター）

総合支援センターでは道からの委託を受け、起業を目指す女性・若者の方を応援するため、先輩起業家や専門家から、想いを具体化するためのアドバイス等を受ける機会の提供を目的とした「先輩起業家交流会＆起業相談会」及び起業に向けたマインドアップ、起業に必要な基礎的知識の習得などを目的とした「実践起業塾」を開催します。

◆対象者

起業に興味がある又は起業をお考えの女性・若者の方

■「先輩起業家交流会＆起業相談会 in 中標津」

○日時 平成29年10月28日(土) 13:30～15:30(先輩起業家交流会)／16:00～17:00(起業相談会)

○場所 交流会 : 有限会社ラ・レトリなかしべつ(中標津町北中9番17)

起業相談会: 中標津経済センター(なかまっぶ)研修活動室(中標津町東2条南2丁目1)

詳細は案内チラシをご覧ください。

<http://www.hsc.or.jp/download/torihiki/kigyokoryumousikomisenkon.pdf>

■「先輩起業家交流会＆起業相談会 in 旭川」

○日時 平成29年11月4日(土) 13:30～15:50(先輩起業家交流会)／16:00～17:00(起業相談会)

○場所 旭川トーヨーホテル 3階エメラルド (旭川市7条通7丁目32-12)

詳細は案内チラシをご覧ください。

<http://www.hsc.or.jp/download/torihiki/kigyokoryumousikomiasahikawa.pdf>

■「実践起業塾 in 旭川」

○日時 平成29年11月11日(土)9:30～17:30、11月12日(日)9:00～12:30

○場所 旭川トーヨーホテル 3階エメラルド (旭川市7条通7丁目32-12)

詳細は案内チラシをご覧ください。

<http://www.hsc.or.jp/download/torihiki/kigyojukumousikomiasahikawa.pdf>

■「先輩起業家交流会＆起業相談会 in 釧路」

○日時 平成29年11月18日(土) 13:30～15:50(先輩起業家交流会)

16:00～17:00(起業相談会)

○場所 釧路プリンスホテル 3階北斗の間 (釧路市幸町7丁目1)

詳細は案内チラシをご覧ください

<http://www.hsc.or.jp/download/torihiki/kigyokoryumousikomikusiro.pdf>

■「実践起業塾 in 釧路」

○日時 平成29年11月25日(土)9:30～17:30、11月26日(日)9:00～12:30

○場所 釧路商工会議所 第一小会議室(釧路市大町1丁目1-1)

詳細は案内チラシをご覧ください。

<http://www.hsc.or.jp/download/torihiki/kigyojukumousikomikusiro.pdf>

◆申込方法

案内チラシ裏面の「参加申込書」に必要事項をご記入の上、メールまたはFAXでお申し込みください。

◆問い合わせ先

公益財団法人北海道中小企業総合支援センター 経営支援部 担当 林

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階

TEL 011-232-2402 FAX 011-232-2011 E-mail:s-soudan@hsc.or.jp

「北海道食品製造業 食品表示セミナー in 岩見沢」の開催【新規】

(北海道)

平成27年4月1日に「食品表示法」が施行され、新しい食品表示制度がスタートしました。

道では、新しい食品表示制度が円滑に導入されることを目的として、食品製造業の在職者の方を対象とした「食品表示セミナー」を道内8箇所(旭川市、苫小牧市、岩見沢市、稚内市、函館市、釧路市、網走市、帯広市)で開催します。第3回目の岩見沢では次のとおり開催されます。

この機会に、経営総務部門、営業企画部門、生産管理部門など食品製造業等のさまざまな部門に携わる方々に是非ご参加いただき、御社の業務に活かしていただきたいと思いますので、皆様のご参加をお待ちしております。

◆開催内容

日 時:平成29年11月7日(火)10:00～16:00

場 所:岩見沢市コミュニティプラザ 2階

(岩見沢市有明町南1番地20)

※セミナーに関するお問い合わせは北海道経済部食関連産業室

011-204-5312 に照会願います。

定 員:80名程度 ※申込みが定員を超えた場合は先着順となりますので、ご了承ください。

参加費:無料

お申し込み:下記のウェブサイトより参加申込書をダウンロードし、北海道経済部食関連産業室あて

FAX もしくは電子メールにてお送りください。

→ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/shkhn/shokuhinhyojiseminar.htm>

【セミナーの内容】

- ①食品表示基準の概要及び主な変更点
～「食品表示法」施行に係る道産食品の表示適正化のために～
- ②北海道食品製造業従事者のための食品表示(基本編)
 - ・生鮮食品の表示
 - ・加工食品の表示
 - ・アレルギーの表示
 - ・添加物の表示
 - ・栄養成分表示
 - ・特色のある原材料等 表示全般について
- ③食品表示法施行等による不適切表示例
- ④食品表示検定模擬試験

【講 師】

吉村 唯善 氏 (デュアルカナム株式会社アルカナム事業部 エキスパートマネジャー)

【問い合わせ先】 北海道経済部食関連産業室(担当:渡辺)

札幌市中央区北3条西6丁目 TEL:011-204-5312 FAX:011-232-8860

平成 29 年度「ロボット導入実証事業」FS 事業の追加公募を開始しました【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省及び(一社)日本ロボット工業会では、平成 29 年度「ロボット導入実証事業」FS 事業の追加公募を開始しました。

◆事業目的

本事業は、ものづくり分野やサービス分野におけるシステムインテグレーションへの支援等を通じたロボット未活用領域の開拓や、小型汎用ロボットの導入に要するコストの 2 割削減のほか、公共空間で活用可能なロボットの社会実装の促進といった政策目標の達成に向けた実証事業等の実施を目的としています。

◆対象事業者

新たにロボットを導入しようとする、又はロボットの導入効果等について検証しようとする事業者(法人及び個人事業主)等

◆対象事業、補助率、補助上限額

A. 未活用領域における FS 事業

三品産業(食品・化粧品・医薬品産業)又はサービス産業におけるロボット活用であって、これまで当該分野における活用が進んでこなかった阻害要因を明確に特定し、これを解決するための FS(実現可能性調査)を行う計画。別途、補助対象条件あり。

【補助率】中小企業 2/3、大企業 1/3 【上限額】500 万円

C. 公共空間におけるロボット社会実装プロジェクト

空港や市街地、ショッピングモール、ホテル、飲食店、駅などの公共空間においてサービスを提供するロボットの活用について、価値評価手法の確立などを通じた、社会実装に向けたロボット導入実証や FS を行う計画。別途、補助対象条件あり。

【補助率】中小企業 2/3、大企業 2/3 【上限額】500 万円

※今回の追加公募では、対象事業Bの募集はありません。

◆補助対象経費

【労務費】補助事業者において、ロボットシステムの FS に従事する者等の労務費

【外注費】システムインテグレータ等の事業者による、ロボットシステムの FS に係る費用

※FS の作業例:業務分析、費用対効果分析、機種評価、設計、シミュレーション等

◆公募期間 平成 29 年 10 月 10 日(火)～11 月 17 日(金) 17:00 必着

◆応募方法等

応募方法等、事業の詳細(公募要領、応募書類等)については(一社)日本ロボット工業会のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.jara.jp/hojyo/koubo.html>

◆申請・問い合わせ先

(一社)日本ロボット工業会(担当:高本、足立、須田)

TEL:03-3434-2919 FAX:03-3578-1404

商工会及び商工会議所による経営発達支援計画の第5回認定申請の募集を開始します【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省では、小規模支援法に基づいて商工会及び商工会議所が作成する「経営発達支援計画」に係る第5回認定申請手を公表しました。

◆認定申請手続について

北海道管内の商工会・商工会議所は、北海道経済産業局まで認定申請書をご提出ください。

認定申請を行うにあたっては、以下の中小企業庁ウェブサイトに掲載されている「経営発達支援計画に関する認定申請ガイドライン」をご参照ください。

申請を検討されている北海道管内の商工会・商工会議所は、お早めに当局までご相談ください。

◆第5回認定スケジュール

平成29年11月8日(水)～11月15日(水)申請書提出期間

平成30年3月中 第5回認定(予定)

◆参考

経営発達支援計画に関する認定申請ガイドライン、様式のダウンロードについては中小企業庁のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/2017/170908nintei.htm>

◆申請・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

TEL:011-709-2311(内線 2576)

FAX:011-709-4138

E-mail:hokkaido-chusho@meti.go.jp

北海道最低賃金（地域）改正のお知らせ

（北海道労働局）

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

北海道の最低賃金

もう、チェックした！



◆地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 810 29. 10. 1 発効	北海道において事業を営む全産業の使用者及び その者に使用される労働者に適用されます。

◆特定最低賃金

この表を労働者の見やすい場所に掲示して下さい。（最低賃金法第八条）	最低賃金の件名	最低賃金額(円)	特定最低賃金の適用が除外される者
	処理牛乳・乳飲料、乳製品、 糖 類 製 造 業	時間額 850 29. 12. 1 発効予定	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
	鉄 鋼 業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 927 29. 12. 1 発効予定	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業（心電計製造業を除く）」を除く	時間額 842 29. 12. 1 発効予定	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスクング又は脱脂の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務は除く。）に主として従事する者
	船舶製造・修理業、 船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 845 29. 12. 1 発効予定	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

- 最低賃金には、精皆手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金は、パートタイマー、臨時、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。
- 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。
- 派遣労働者は、派遣先の地域（産業）に適用される最低賃金が適用されます。

・ 最低賃金についての詳しいことは、北海道労働局（電話 011-709-2311）又は最寄りの労働基準監督署（支署）へお問い合わせ下さい。

～ 経営課題や労務管理のワンストップ無料相談は「北海道最低賃金総合支援センター」へ ～
フリーダイヤル0120-67-3110（まずは気軽にお電話を！）
詳細は <http://www.h-chuokai.or.jp/sosien>

・ 北海道労働局ホームページの最低賃金サイトは <http://hokkaido-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/banner/1109/tingin01.html>

平成 29 年度「北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞」が決定しました！【新規】

(北海道)

道では「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」に基づき、平成14年度から省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入に関し、顕著な功績のある個人及び団体等に対し、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞」の表彰を行っており、昨年度まで64件の特色ある取組等を表彰しています。

今年度におきましても、省エネルギー部門と新エネルギー部門の2部門の募集を6月1日～8月25日の期間で行い、有識者会議での評価を踏まえて、下記の企業等を被表彰者として決定しましたので、お知らせします。

※本年度の表彰概要等についてはこちらをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sene2/sokushintaisho-bosyu.htm>

◆省エネルギー部門

【大 賞】

株式会社テスク資材販売

「温泉水などの未利用再生可能エネルギーを利用できる樹脂製柵状熱交換器と給湯用予熱システムの開発」

<http://www.tsc-jp.com/shizai/>

【奨励賞】

学校法人望洋大谷学園 北海道大谷室蘭高等学校

「環境配慮型校舎の建設による省エネルギーの実現」

<http://www.hokkaido-otani.ed.jp/>

◆新エネルギー部門

【大 賞】

正和住設株式会社

「暖房・給湯・蓄熱に利用可能な太陽熱利用システムの開発」

<http://www.seiwa-eco.com/>

【奨励賞】

株式会社オリエンタルランド

「温泉水を用いたイチゴの通年栽培に向けた取組」

<http://www.olc.co.jp/>

北海道コンベンション誘致促進助成金のご案内

(北海道)

道では、北海道内で開催される予定のコンベンション主催者を対象とした助成金制度をご用意しております。北海道でのコンベンション開催をご検討いただく際、助成の対象となる場合がありますので、ぜひご相談ください。

◆制度概要

1 助成の対象となるコンベンション

北海道内で開催される予定のコンベンションで、以下に該当するものが対象となります。

2日間以上にわたって開催されるコンベンション(学会、総会、会議、見本市・展示会等)のうち、
・北海道外(外国を含む。)からの参加者が全体の2分の1以上

かつ

・開催される市町村またはコンベンションビューロー等(以下「関係市町村等」という。)から
助成金等が交付されるもの

であって、次のいずれかに該当するもの

ア 参加者が300人以上であり、かつ、そのうち外国からの参加者が50人以上の規模で
開催される国際的なコンベンション

イ 参加者が1,000人以上の規模で開催される全国的なコンベンション

※ 参加者には、展示会などの一般来場者は除きます。

※ 次のいずれかに該当するものは、助成の対象となりません。

- ・道の他の補助金等の交付を受けるもの
- ・営利又は収益を目的としているもの
- ・あらかじめ定められた開催順序に従って開催されるもの
- ・主催者が国または地方公共団体
- ・主催者が宗教団体または政治団体(共催の場合も含む。)
- ・その他適当でないと認めるもの

2 助成額及び助成対象経費

助成金の限度額は、次のとおりです。ただし、関係市町村等からの助成金等の額を超えることはできません。

○助成額

上記「1 助成の対象となるコンベンション」の区分により金額が異なります。

道外からの参加が1/2以上(必須条件) かつ 関係市町村等からの助成が上限

参加者	助成限度
・全体参加300人以上 かつ 外国参加者が50人以上	300万円
・全体参加1000人以上1500人未満	100万円
・全体参加1500人以上2000人未満	200万円
・全体参加2000人以上	300万円

○助成対象経費

宣伝費、会場借上費、設営費、印刷製本費等

※ 参加者の飲食を伴う懇親会などの経費は助成対象となりません。

3 申請手続きについて

再来年度以降開催のコンベンションについて、申請をすることができます。

(平成 29(2017)年度の受理は、平成 31(2019)年度4月以降開催分となります)

申請にあたっては、関係市町村等を経由して行うことになりますので、まずは、開催市町村等へご相談ください。

◆問い合わせ先：北海道 経済部 観光局 国際観光グループ(TEL 011-204-5305)